

## 社会貢献事業

### 「福岡市使用済み自己注射針回収モデル事業運用マニュアル」

1) 一般社団法人福岡市薬剤師会会員薬局（以下、「会員薬局」という。）は、福岡市薬剤師会館（以下、「市薬会館」という。）を集積場（排出事業場）とした産業廃棄物の運搬及び処分を委託する契約をそれぞれ締結するに当たり、契約の締結を一般社団法人福岡市薬剤師会（以下、「市薬」という。）に委任する委任状を提出する。

委任状には、会員薬局がマニフェスト交付事務を市薬に委任する旨を記載する。また、市薬が会員薬局に集積場を提供する覚書を締結する。

2) 市薬は、会員薬局から委任を受け、市薬会館を集積場（排出事業場）とし、収集運搬業者と「収集運搬を委託する契約」を、処理業者と「処分を委託する契約」を一括して結ぶ。また、会員薬局は契約書の写しを保管する。

3) 会員薬局は、市民へ自己注射針の交付の際に、使用済みとなった自己注射針を、ペットボトルの容器に入れて、ふたを密閉し会員薬局へ持参するよう説明する。

4) 会員薬局は、新しい自己注射針を市民へ交付する場合に、持参した使用済み自己注射針の入ったペットボトル（以下、「回収容器」という。）を引き取る。

5) 会員薬局は、市民から回収した回収容器に「取扱注意！使用済み注射針回収容器」（様式1）のシールを貼り、会員薬局名及び回収年月日を記入する。

6) 会員薬局は回収容器に破損がないこと、密閉されていることを確認後、各薬局内の保管場所で保管する。

7) 会員薬局は、廃棄物である「回収容器」を市薬会館へ「マニフェスト」を添付し、会員薬局の職員が収集運搬基準を遵守し、持参する。（なお、会員薬局は運搬前に、マニフェストの交付日、交付担当者名欄以外を記入し、備考欄に会員薬局の名称、住所、集積場への持参日を記載する。）

8) 会員薬局は、集積場に回収容器を保管する前に、回収容器に破損がないこと、密閉されていることを再度確認する。

9) 会員薬局は、市薬立会いのもと回収容器に破損がないこと、密閉されていることを確認後、集積場内の各薬局の保管場所に静置する。

- 1 0) 集積場の保管場所は、回収容器の持込時、点検時、回収時以外は施錠する。
- 1 1) 市薬会館の廃棄物集積責任者は、マニフェストの A 票に「集積場預かり印」と「日付印」を押印し、そのコピーを会員薬局に渡す。
- 1 2) 市薬会館の廃棄物集積責任者は、マニフェスト (A 票及び B 票以下) を一時保管する。
- 1 3) 集積場所における保管場所は別添のとおりである。(別添：保管場所図面)
- 1 4) 市薬会館の廃棄物集積責任者は、処理基準に沿って定期的に収集運搬業者に連絡し、収集運搬を依頼する。
- 1 5) 保管は出来る限り短期間とし、腐敗や悪臭の発生がないようにする。
- 1 6) 市薬会館の廃棄物集積責任者は、一時保管したマニフェスト (A 票及び B 票以下) に交付日、交付担当者名を記入し、廃棄物である「回収容器」と一緒に収集運搬業者に渡す。
- 1 7) 収集運搬業者はマニフェストを確認、運搬者の氏名記入及び押印後、A 票を市薬会館の廃棄物集積責任者に渡す。
- 1 8) 市薬会館の廃棄物集積責任者は、受け取ったマニフェストの A 票をコピーし保管する。原本は会員薬局に渡し、会員薬局が保管する。
- 1 9) 収集運搬業者は、収集した廃棄物を処理業者に運搬する。
- 2 0) 会員薬局は、収集運搬業者及び処理業者からマニフェストの B2 票と D 票、E 票が送られてきたら、保管していた A 票と照合し、委託契約書通り処理が行われたことを確認して5年間保管する。
- 2 1) 会員薬局は、「産廃物管理台帳」を作成し、産業廃棄物の種類、量、排出日及びマニフェスト照合確認の月日を管理する。
- 2 2) 会員薬局は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の一年間において交付したマニフェストについて、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を福岡市に提出する。